

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 令和4年3月14日（月）

午前9時

場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第31号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（国保）
- 2 議案第15号 令和4年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について（国保）
- 3 議案第17号 令和4年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について（国保）
- 4 議案第16号 令和4年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について（高齢）
- 5 議案第19号 令和4年度山陽小野田市病院事業会計予算について（病院）
- 6 議案第28号 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について（社福）
- 7 議案第29号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（子育て）
- 8 議案第30号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（子育て）

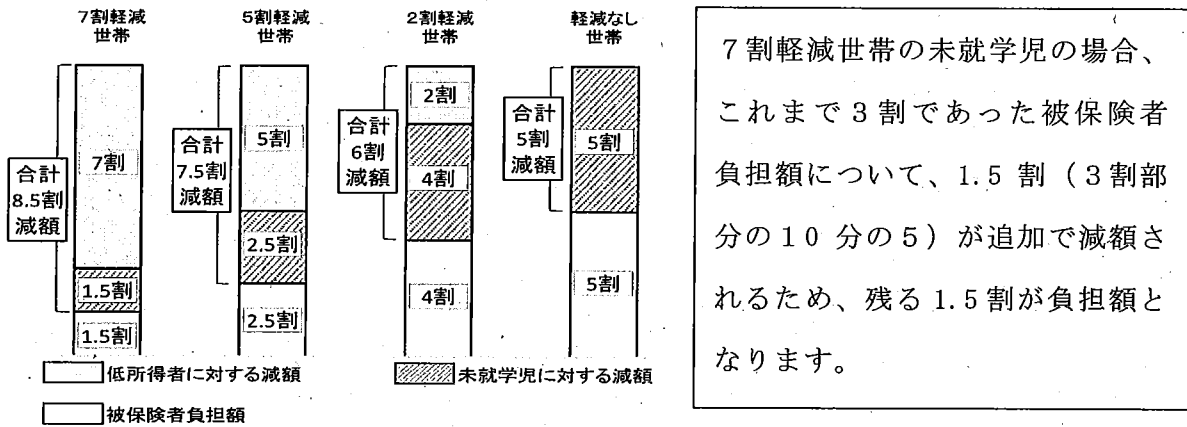
※審査番号5は午後1時から固定とします。

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 保険料における未就学児に係る被保険者均等割額の減額

(1) 改正の内容

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料における未就学児に係る被保険者均等割額について、10分の5を乗じて得た額を減額するもの。 【施行期日：令和4年4月1日】



(2) 対象世帯数及び影響額（令和3年度の被保険者情報に基づく試算）

対象世帯数：140世帯、対象未就学児数：180人、影響額（保険料収入の減少額）：182万円

(3) 減額に関する国・県の負担等

市は、減額した額の総額を一般会計から特別会計に繰り入れ、繰入額の2分の1を国が負担し、また、繰入額の4分の1を県が負担する。

参考：令和3年度保険料額を基礎とした未就学児1人当たりの均等割額

基礎賦課額の均等割額 23,400円、後期高齢者支援金等賦課額の均等割額 6,900円、合計 30,300円

	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減なし世帯
(低所得者)	<u>10分の3</u>	<u>10分の5</u>	<u>10分の8</u>	<u>10分の10</u>
減額後の額	9,090円	15,150円	24,240円	30,300円
(未就学児)	<u>10分の1.5</u>	<u>10分の2.5</u>	<u>10分の4</u>	<u>10分の5</u>
減額後の額	4,545円	7,575円	12,120円	15,150円

2 保険料における賦課限度額の引き上げ

(1) 改正の内容

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料について、賦課限度額を引き上げるもの。 【施行期日：令和4年4月1日】

	基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金 賦課額	合計
改正前（令和3年度）	<u>63万円</u>	<u>19万円</u>	17万円	<u>99万円</u>
改正後（令和4年度）	<u>65万円</u>	<u>20万円</u>	据置き	<u>102万円</u>

(2) 対象世帯数及び影響額（令和3年度の被保険者情報に基づく試算）

対象世帯数：70世帯、影響額（保険料収入の増加額）：195万円

令和4年度国民健康保険特別会計予算資料

1 年度末被保険者数推移

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
被保険者数	12,880	12,577	12,259	12,126

※ 令和3年度・・・11,882人（令和4年1月31日時点）

2 被保険者1人当たり医療費の推移

単位:円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
本市	462,813	476,531	492,749	470,263
対前年度比(%)	103.3	103.0	103.4	95.4
県内市平均	446,518	450,581	466,637	464,121
対県内市平均比(%)	103.6	105.8	105.6	101.3

3 保険料収納率の推移

単位:%

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
現年度分収納率	92.91	92.71	94.20	95.91
過年度分収納率	23.05	20.95	23.67	28.87

4 給付費の推移

単位:千円

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養給付費	4,307,468	4,438,404	4,505,147	4,251,513
対前年度比(%)	91.54	103.04	101.50	94.37
高額療養費	581,932	640,990	676,549	678,396
対前年度比(%)	99.18	110.15	105.55	100.27

5 事業費納付金推移

単位:千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(予定)
総額	1,593,880	1,747,939	1,701,954	1,599,756	1,587,857
対前年度増減	1,593,880	154,059	▲ 45,985	▲ 102,198	▲ 11,899
対前年度比(%)	—	109.7	97.4	94.0	99.3

6 基金残額

単位:千円

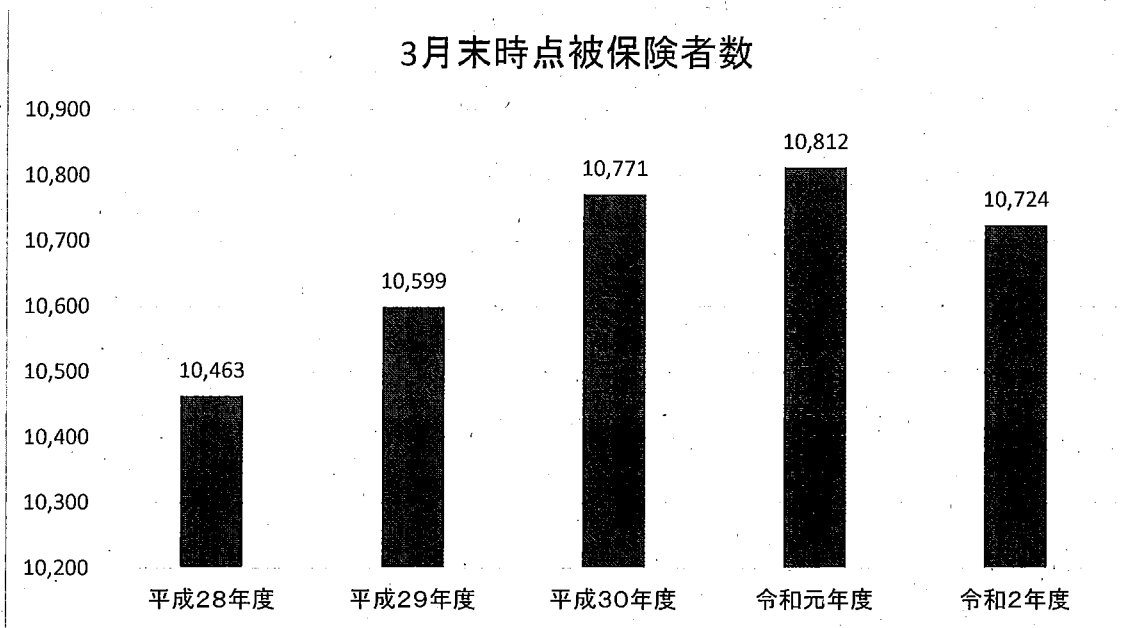
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(見込)	令和4年度(見込)
基金残高	1,146,257	1,029,702	973,848	973,650	784,863

令和4年度後期高齢者医療特別会計予算資料

1 保険料率

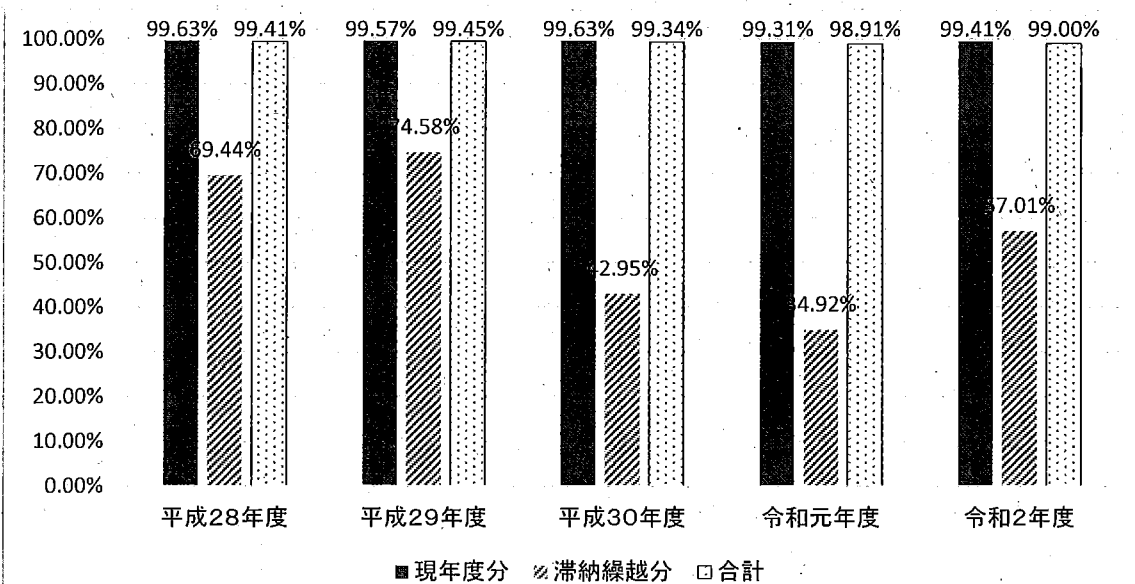
	平成30・令和元年度	令和2・3年度	令和4・5年度
所得割率	10.28%	10.48%	10.34%
均等割額	52,444円	53,847円	53,417円

2 後期高齢者医療保険被保険者数推移



※令和3年度 10,854人(令和4年1月31日時点)

3 後期高齢者医療保険収納率推移



議案第29号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

内閣府令の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、本市の条例を改正するもの

2. 主な改正内容

デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関係するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するもの

3. 施行日 公布の日から

議案第30号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

厚生労働省令の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、本市の条例を改正するもの

2. 主な改正内容

デジタル化の推進に伴い、家庭的保育事業者等が作成、保存等を行うもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するもの

3. 施行日 公布の日から